

【基本的な考え方】

高齢になると、多くの方が病気や障害を抱えることとなります。病気になっても、介護が必要になっても、障害を抱えても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる社会をつくることは、県民共通の願いです。

このため、地域の医療・介護・福祉資源等の状況を踏まえながら、在宅医療の提供体制の充実を図るほか、在宅医療・介護への円滑な移行を促進するなど、県、市町、関係機関等の協働により、在宅医療・介護の連携を推進します。

1 在宅医療・介護連携に係る普及啓発

現状と課題

- 在宅医療が地域包括ケアの要として有効に機能していくためには、在宅医療の仕組みや各関係者の役割・機能等について広く理解を促進するための普及啓発が必要です。
- 患者や家族だけでなく、病院等の医療従事者や介護従事者における在宅医療に関する理解や患者・家族が利用する上で、あるいは、医療・介護従事者が連携する上で、在宅医療に関する情報が十分に周知、共有される必要があります。
- さらに、自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼できる人たちと話し合い、共有することである人生会議（ACP）の重要性の理解促進が必要です。

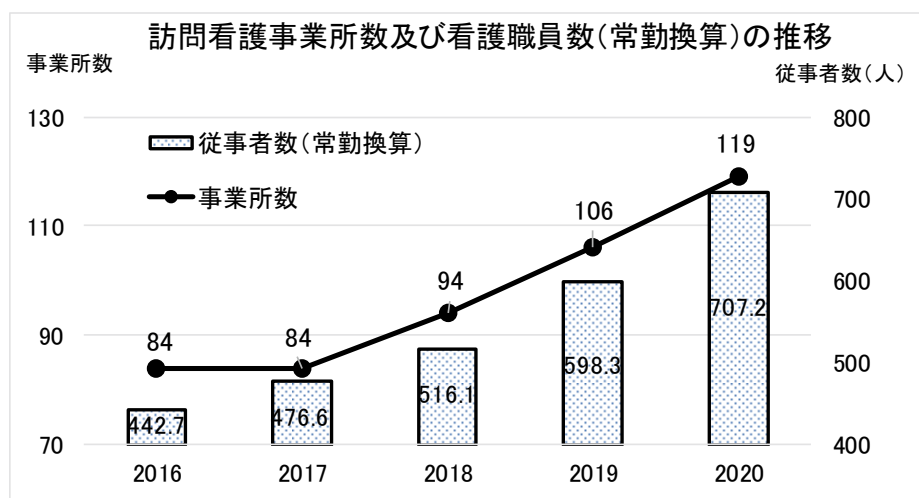
施策の方向

- 県民及び医療・介護従事者における在宅医療に関する適切な理解を促進するため、在宅医療に係る関係機関と連携し、一層の啓発に取り組みます。
- 県民の望む在宅医療が提供されるよう、その意向やニーズ等の把握に努めます。
- 県民が主体的に地域における療養を選択することができるよう、在宅医療に関する医療資源等の情報を提供します。
- 人生の最終段階における医療・ケアについて県民の意向が尊重されるよう、人生会議（ACP）に関する啓発を行います。

2 在宅医療・介護連携に係る人材確保・育成

現状と課題

- 在宅医療提供体制の強化や質の向上を図るため、多職種の連携体制の強化や地域におけるリーダー的役割を担う専門職種の人材を育成することが求められています。
- 市町が実施する在宅医療・介護連携推進事業を促進するため、地域の実情に合わせたきめ細かな支援や人材育成が求められています。
- 訪問看護事業所数及び看護職員数（常勤換算）はいずれも増加傾向が見られますが、在宅医療等の多様なニーズに対応するため、更なる確保や資質の向上が求められています。



【栃木県訪問看護基礎調査】

施策の方向

- 在宅療養患者が安心して地域で暮らすことができるよう、関係機関と連携し、在宅医療に携わる医師、看護師、歯科医師、薬剤師等医療従事者の確保・育成及び質の向上に努めます。
- 在宅医療・介護に係る多職種協働を促進するため、地域において専門職種のリーダーとなる人材の育成に努めます。
- 人材育成のための研修や在宅医療資源等に関する情報の提供、在宅医療推進支援センターによる地域の実情に応じた支援等により、市町が実施する在宅医療・介護連携に係る取組を促進します。
- 看護職員の養成・県内定着を促進するため、修学資金の貸与や看護師等養成所の運営に対する助成及び指導等を行います。
- 看護職員の離職防止・再就業促進を図るため、新人看護職員に対する研修や病院内保育所の運営に対する助成等を行うほか、届出制度による離職者の把握や再就業研修、就職斡旋等を行います。

- (公社) 栃木県看護協会等と連携し研修を支援するなど、看護職員の資質向上を図ります。また、訪問看護については、栃木県在宅医療推進協議会において普及や人材確保・育成のための方策を協議し、必要な取組を実施します。

3 在宅医療提供体制の整備

現状と課題

- 疾病構造の変化や高齢化の進展に伴い、治せない病気や障害を抱えながら生活をする高齢者が増えています。治すだけでなく、尊厳ある暮らしを支える在宅医療への期待は、今後ますます高まるものと考えられ、在宅医療と介護が連携し、必要なサービスが切れ目なく提供できる体制の充実が必要です。
- 在宅医療の要となる訪問診療を実施する診療所や訪問看護ステーション等は、地域により偏在しています。
- 在宅での療養生活を継続していくためには、日常の療養支援、急変時の対応、在宅での看取り等の医療機能において、増加・多様化するニーズに対応していくことが必要です。
- 医療や介護を必要とする高齢者に安定したサービスを提供していくために、地域の実情に応じた各医療機能の連携を推進していくことが求められています。

施策の方向

- 在宅医療提供体制の均てん化を図るため、地域の関係機関との検討を進めるとともに、地域の実情を踏まえた在宅医療に係る機関への支援等を行います。
- 切れ目のない在宅医療体制の構築に向けて、グループ診療体制や後方支援体制、診療所・訪問看護ステーションの連携体制等在宅医療に係る機関間の連携の充実・強化に向けた取組を支援します。
- 高齢者のニーズに応じて、必要な在宅医療及び介護が切れ目なく受けられるよう、医療機関と介護事業所等との間で患者の情報が円滑に共有される体制やルールの整備に取り組みます。
- 医療圏ごとに設置した医療、介護、福祉等の関係者による協議の場において、在宅医療や介護サービスの状況を共有し、必要なサービスが提供されるよう取り組みます。

【 評価指標 】

項目	現状値	目標値
訪問診療を実施する診療所、病院数	277 施設 (2018 年)	280 施設
訪問看護ステーションに勤務する看護師数（常勤換算・65 歳以上人口 10 万対）	108 人 (2019 年)	124 人
在宅ターミナルケアを受けた患者数	122 人／月 (2018 年)	185 人／月
介護支援連携指導を受けた患者数	609 人／月 (2018 年)	873 人／月

